石川労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、石川県最低賃金（昭和55年石川労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 30 日

石川労働局長　渡辺　英俊

第４号中「１時間674円」を「１時間686円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府塗料製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 30 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間845円」を「１時間850円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年10月31日から効力を生ずる。

大阪労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 30 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間806円」を「１時間811円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年10月31日から効力を生ずる。

広島労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、広島県最低賃金（昭和55年広島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成 22 年９月 30 日

広島労働局長　勝田　智明

第４号中「１時間692円」を「１時間704円」に改める。

公　告

諮　事　項

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成22年４月１日から平成22年８月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成 22 年９月 30 日

財務大臣　野田　佳彦

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成22年４月１日から平成22年８月31日）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	215,775	2,382	
24	パテントレザー等	1,735	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	58,530	0	
26	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製のもの）の一部品目等	859,852	717	
27	革製品及びコンポジションレザー製品の一部品目	80,254	581	
29	履物の一部品目	66,447	0	
30	ガラス製のビーズ、模造真珠等	39,130	0	
31	携帯用時計のバンド等の一部品目	161,785	0	
32	腰掛けの部分品（革製のもの）	23,656	0	

備　考

１．「注釈番号」欄に掲げる番号及び「合計割当金額」欄に掲げる額は、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号。以下「協定」という。）附属書一の日本国の表により定められたものである。

２．「備考」欄に「平成○年○月○日適用停止」のように記載されている場合には、当該物品が当該年月日から平成23年３月31日まで協定附属書一の日本国の表により定められた枠内税率（無税）の適用が既に停止されているもの又は停止される予定のものであることを示す。

前払式証票発行者の発行保証金に係る配当表公示

前払式証票の規制等に関する法律施行令第11条第５項の規定により次のように公示する。

１．商号　株式会社キンカ堂

２．代表者の氏名　代表取締役　野萩　　康

３．住所　東京都豊島区南池袋三丁目11番８号

４．配当表

⑴　権利の実行の対象となる発行保証金の額　100,000,000円

⑵　権利の実行に係る申出等の総額　32,407,000円　①

⑶　配当の割合　100％

⑷　発行保証金の還付手続きに要した費用　279,120円　②

うち申出者等ごとの還付額に応じて負担する費用

（官報公示費用）　76,440円　③

申出者等ごとに定額で負担する費用

（証明書郵送費用）　202,680円　④

⑸　申出者等の人数　2,252人　⑤

⑹　申出者等への払渡額の算式

各申出額－（③×$\frac{\text{各申出額}}{①}$＋$\frac{④}{⑤}$）

（円未満の端数切り捨て）

（申出額10,000円の場合の払渡額9,886円）

※前払式証票発行保証金規則第17条第２項の規定による還付手続きに要した費用（上記②）については歳入徴収官関東財務局総務部次長に支払うこととし、各申出者等への払渡額は、各申出者等の還付額から還付手続きに要した費用の各申出者等ごとの負担額を控除した額とする。

平成 22 年９月 30 日

関東財務局長　森川　卓也

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の２第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年９月 30 日

中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年８月31日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ナカテックコーポレーション　成合　正則　愛知県名古屋市天白区鴻の巣二丁目1705番地　国土交通大臣許可（般―19）第19616号

３　処分の内容　建設業法第29条の２第１項に基づく許可の取消し（電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　株式会社ナカテックコーポレーションの営業所の所在が確認できないため、平成22年７月８日付け官報第5350号にてその旨を公告したが、公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなく、このことが同法第29条の２第１項に該当する。